

様式第6号（第6条関係）

（表）

行田市空き家等バンク登録通知書

第 号
年 月 日

様

行田市長



年 月 日付けで申請のあった空き家等バンクへの登録について、次のとおり登録しましたので、行田市空き家等バンク実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

登録番号	No.
登録者	
登録内容	別添「行田市空き家等バンク登録カード（様式第5号）」のとおり
登録日	年 月 日
登録期間	年 月 日 まで
媒介業者	業者名： 住所：

※ 裏面の注意事項をよくお読みください。

(裏)

(注意事項)

1 登録の更新

登録の期間の満了後も引き続き空き家等バンクに登録を希望するときは、当該登録の期間の満了日までに、行田市空き家等バンク登録更新申請書(様式第7号)を市に提出してください。

2 登録事項の変更

空き家等バンクの登録事項に変更があったときは、速やかに行田市空き家等バンク登録事項変更届出書(様式第8号)に登録事項の変更内容を記載した行田市空き家等バンク登録カードを添えて市に届け出てください。

3 登録の抹消

空き家等バンクの登録を抹消しようとするときは、行田市空き家等バンク登録抹消届出書(様式第9号)を市に提出してください。また、次のいずれかに該当するときは、空き家等バンクの登録を抹消する場合があります。

- (1) 空き家等が行田市空き家等バンク実施要綱第2条第1号又は第2号に定義するものに該当しなくなったとき。
- (2) 空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 空き家の老朽化が著しくなったとき。
- (5) 行田市企業誘致条例第4条に規定する指定要件を満たす企業が同条例第3条第1項各号に規定する奨励金の交付を受けて同条例第2条第2号に規定する事業所を新設、増設又は移設をすることができる空き地となったとき。
- (6) 空き家等バンクの登録の期間が満了したとき。ただし、登録の更新をしたときは、登録を抹消いたしません。
- (7) 媒介業者との契約が解除されたとき。
- (8) その他市長が空き家等バンクへの登録が適当でないと認めるとき。